

新型コロナウイルス感染症への対応について（2023年5月版）

変更点

- ・（5月版）「4. 新型コロナウイルス感染症に感染したら（5/8以降）」に出席停止期間等を追記

1. マスクの着用について（4/1以降）

基本的対処方針の変更後は、教育活動の実施にあたってはマスク着用を求めないことが基本として示されました¹。4月1日以降、マスクの着用について以下のとおり対応します。

授業	<ul style="list-style-type: none"> ・授業や課外活動などの<u>教育活動では、基本的にマスクの着用は求めません。</u> ・マスク着用希望者は、着用していただいて構いません。 <p>ただし、場面によってはマスク着用を推奨しますので、常備しておいてください。 <u>（授業においてマスク着用を推奨する場面の例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外実習など関係先の判断が優先される場合。 ・授業で3密状態（密閉・密集・密接）が懸念される場合。 ・感染リスクが高いと担当教員が判断した場合。
その他	<p><u>（授業以外でマスク着用を推奨する場面の例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大期に感染防止対策として、大学が必要と判断した場合。 ・基礎疾患がある方への感染が懸念される場合。 ・スクールバス乗車時。<u>（マスクがない場合は会話をしない事を徹底して乗車してください）</u>

2. 感染症対策（4/1以降）

授業・施設等	<p>（廃止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理表（各自での体調管理に切り替えます） ・在宅受講届（疾病や障害等により授業や学生生活で配慮が必要な場合は学生課へ申し出ください。） <p>（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒薬の設置 ・非接触式検温器の設置（増設） ・教卓の飛沫防止用パーテーション設置 ・次亜塩素酸ミストサーキュレーター換気 ・隣席とのパーテーション設置（食堂・PC室） ・スクールバス乗車時のマスク着用 （マスク着用のうえ、会話可とし、周囲の迷惑にならないよう大声は控える）
--------	---

3. 課外活動（4/1以降）

各クラブは主体的に感染症対策を実施のうえ、積極的な課外活動を行ってください。

- ・コロナ禍で提出を義務付けていた「活動届」は不要とします。
- ・クラブ公認審査の申請書類に、感染症対策に関する項目を追加します。
- ・教室使用やイベント開催時は、従来通り、学生課への届出が必要です。

4. 新型コロナウイルス感染症に感染したら（5/8以降）

5月8日以降、感染症法では5類感染症に位置づけられます。（学校保健安全法施行規則第18条における第2種）

- ・罹患時に大学への報告は不要
- ・罹患した場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となります。（公欠扱い）
- ・出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - 発症の翌日を1日目として5日間は出席停止
 - 4/1発症の場合 → 4/6まで出席停止 → 4/7から出席可
 - *ただし4/5までに症状が回復していることが条件
 - *発症後10日間が経過するまでは、感染拡大防止に努めてマスクの着用、ハイリスク者との接触を控えるなど周囲へうつさないために自主的な感染症対策をお願いします。
- ・感染症に関する公欠届は、学生課に提出します。提出の際は、以下の資料のいずれか1点を添えてください。
 - 抗ウイルス薬とされる処方箋写し（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ等）
 - 医師の診断書
 - 抗原検査キットの陽性画像（本人と検査キットが一緒になった写真）

5. 濃厚接触者になったら（5/8以降）

- ・大学への報告は不要。
- ・出席停止にはなりません。
- ・自主的に感染症対策を徹底し、マスク着用のうえ授業への参加可。
- ・体調の変化に注意して、発熱等あれば病院を受診することを検討してください。

この件に関する連絡先
新型コロナウイルス感染症対策チーム
学生課 TEL 048-755-2926

¹令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」